



資生堂グループOBの皆さまへ

「団体傷害保険」

総合補償特約セット傷害保険、総合補償特約セット家族傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険、傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

新・団体医療保険」のご案内

団体割引 20%

「団体割引 20%」が適用されていますので、
大変お得な保険です。



法的トラブルから守る

「弁護士費用補償」が新登場!!



ホールインワン時の補償も!!



先進医療費用の補償も選択可能!!

申込締切日

12月3日(月)

保険期間

平成30年12月20日午後4時より

平成31年12月20日午後4時まで

1年間

※中途加入可

改元された場合は新元号に読み替えます

こんなにもお役に立っています。
「資生堂グループ団体傷害保険」での
保険金お支払いの実績
(平成27年2月～平成30年2月)

●保険金お支払額 1億7,377万円



現在ご加入いただいている方で、ご加入プランに変更がない場合は加入依頼書のご提出は不要です。昨年度と同等条件のご加入プランで継続させていただきます。加入内容を変更される場合は、変更事項をご記入のうえ加入依頼書をご提出いただきますようお願いいたします。

株式会社 フクハラアイズ

お問い合わせは ハイ フクハラ

0120-81-2986

あなたとご家族のリスク対策!!

こんな場合に保険金

〈基本〉ケガの補償

日本国内および海外で偶然な事故によりケガをされたとき、保険金をお支払いします。

- 地震、噴火またはこれらによる津波の天災事故も補償します。(P型を除きます。)
- 通院のみのケガでも1日目からお支払いします。



交通事故でケガをして入院した。



階段を踏み外して骨折し通院した。



料理中にヤケドをして通院した。

〈オプション〉賠償責任の補償

日本国内および海外で日常生活中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により法律上の損害賠償責任を負われたとき、保険金をお支払いします。

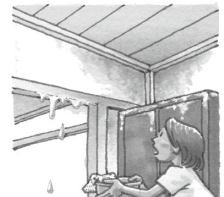
- 示談交渉サービス付き(日本国内のみ)



自転車で通行人にぶつかりケガをさせた。



子供がキャッチボール中に他人の車にキズをつけた。



洗濯機のホースが外れて階下の部屋の壁および床と家財を水濡れさせてしまった。

NEW

〈オプション〉弁護士費用の補償

もしも

あなた自身や大切なお子さまが法的トラ

！ 注意事項

弁護士費用補償(弁護のちから)は個人販売しかしておりません。

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4% (約6.5人に1人)

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。



歩行中に自転車に衝突された



こどもが学校でいじめを受けている



相続で兄弟ともめている



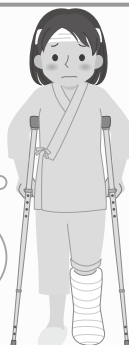
離婚で配偶者ともめている

例えば

あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合・・・

相手方の態度が悪く、誠実な対応してくれない。訴えを起こしたいけれど、具体的にどうすればいいのかな・・・

治療費や休業損害を相手方に請求したいけれど、どのくらいの額を、どうやって請求すればいいのかな・・・



仕事が忙しくてなかなか時間がとれないわ。専門知識がないから対応に時間がかかりそう・・・

このような法的トラブルを、ご自身のちからだけで解決するのは大変です。

実際の手続きや、その時間的な負担はもちろん、ご家族も含めた精神的な負担の大きさは計り知れません。

お選びください[ニーズに合ったプランを]!!

をお支払いします

〈オプション〉携行品の補償

日本国内および海外で偶然な事故により携行品に損害が生じたとき、保険金をお支払いします。

○携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズなど保険の対象とならないものがあります。詳しくは16ページをご覧ください。



カメラを落として壊した。



テニスプレー中にラケットが折れた。



子どもがゲーム機を落として壊した。

〈オプション〉ホールインワン・アルバトロス費用の補償

(日本国内のみ補償)

本オプションをセットされる場合には、プラン表のオプションよりホールインワン・アルバトロス費用をお選びください。



ホールインワンをした際の記念品の購入費用など

ゴルファー保険に未加入の方はご希望によりこのオプションをセットすることができます。

保険金額 50万円 一時払保険料 5,120円

◎病気の入院補償

→詳しくは6~7ページをご覧ください。

ブルに巻き込まれたら、どうしますか？



家族型に加入の方は個人型(普通傷害)に入りなおす必要がございます。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

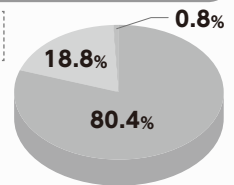
Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

相談できる弁護士がいない 80.4%
相談できる弁護士がいる 18.8%
わからない 0.8%

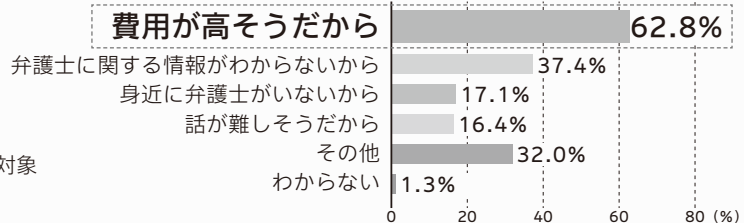


Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)



日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、**弁護のちから**が

弁護士費用補償 **ケガの補償** **個人賠償責任補償** の3つの補償であなたの生活を守ります!!

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇された
トラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の法的トラブルについては、
調停等に要する弁護士への
各種費用が対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。



遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



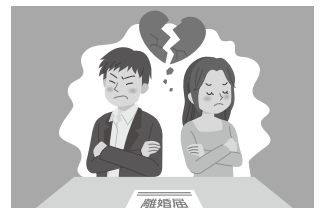
人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。



離婚調停^(※2)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



⚠️ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

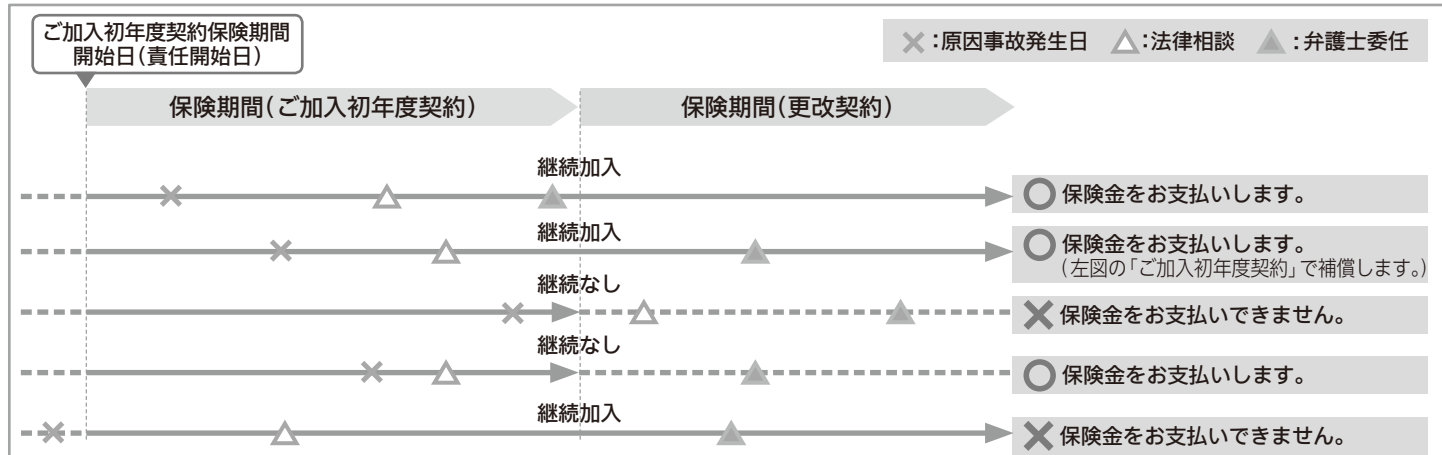
- ✖️ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。
- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 職務遂行におけるトラブル
- など

- (※1) 被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。
- (※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



* 保険金のお支払方法等重要な事項は、14ページ「団体傷害保険 重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)**① 法律相談費用保険金**

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

− 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% − 自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払事例 (被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払額
1万円 − 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% − 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計 45万9,000円をお支払い

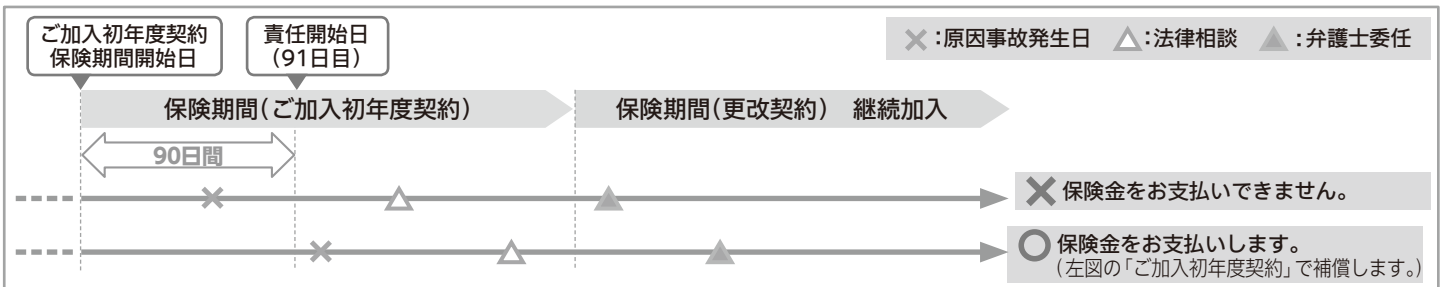


金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】

(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入プラン

(保険期間1年、職種級別A級、団体割引 20%、天災危険補償特約(P型を除きます。)、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約(P型を除きます。))セット)

傷害保険「S」と「FS」は口数募集をしております。被保険者、ご本人1名あたり、4口までご加入いただけます。また、オプションのみのご加入はできません。傷害保険とセットで、ご加入いただけます。平成29年12月19日以前に従来型の保険にご加入されていた方は、28ページをご確認ください。

賠償責任補償のご注意!

傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・保険金額を十分にご確認ください。

①普通傷害保険 ②家族傷害保険からお選びください。

※団体傷害保険にご加入いただいた方は、損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのサービスをご利用いただけます。詳しくは12ページの損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内をご覧ください。

①基本補償〈普通傷害保険 一時払〉 個人タイプ

▼次の補償内容からお選びください。

※下表の保険料は被保険者1名に対して、1口分を記載しております。(4口までご加入いただけます。)

補償内容		ご加入プラン(型)		S型
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	168万円
			入院保険金日額	2,500円
			通院保険金日額	1,500円
		一時払保険料		

オプション補償



※1口のみの販売となります。

個人賠償責任 保険金額：1億円		B型 保険料：990円
携行品損害(自己負担額：1回の事故につき3,000円) 保険金額：10万円		K型 保険料：670円
ホールインワン・アルバトロス費用 保険金額：50万円		H型 保険料：5,120円
弁護士費用補償(弁護のちから) 法律相談費用(自己負担額：1,000円) 弁護士委任費用(自己負担割合：10%) 保険金額：通算10万円限度 保険金額：通算300万円限度		P型(傷害総合保険) 保険料：7,680円

※上乗せで死亡・後遺障害保険金10万円がセットされます。

※弁護士費用補償(弁護のちから)は個人販売しかしておりません。家族型に加入の方は個人型(普通傷害)に入りなおす必要がございます。

②基本補償〈家族傷害保険 一時払〉 ご夫婦タイプ

▼次の補償内容からお選びください。

※下表の保険料は被保険者1名に対して、1口分を記載しております。(4口までご加入いただけます。)

補償内容		ご加入プラン(型)		FS型
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	101万円
			入院保険金日額	2,500円
			通院保険金日額	1,500円
		配偶者	死亡・後遺障害	100万円
			入院保険金日額	2,300円
			通院保険金日額	1,200円
一時払保険料			14,020円	

オプション補償



※1口のみ販売となります。

個人賠償責任 保険金額：1億円		FB型 保険料：990円
携行品損害(自己負担額：1回の事故につき3,000円) 保険金額：15万円		FK型 保険料：1,000円
ホールインワン・アルバトロス費用 保険金額：50万円		FH型 保険料：5,120円

○上記保険料は職種級別A級の保険料です。被保険者ご本人の職種級別がB級に該当する場合には保険料が異なりますので、フクハラアイズまでお問い合わせください。

A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、探鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者等)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

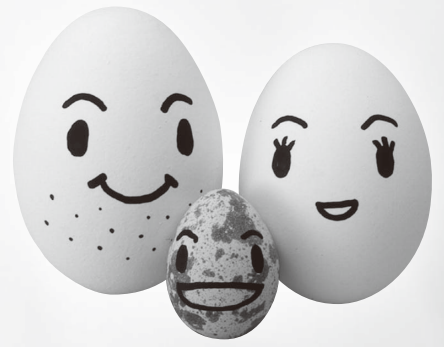
○すべてのご加入プランで手術保険金(入院中の手術:入院保険金日額の10倍、外来の手術:入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。詳しくは、15ページ「手術保険金」をご覧ください。

◎被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は、ご加入いただく保険により次のとおりとなります。

保険金の種類	普通傷害保険	家族傷害保険	
死亡・後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	被保険者 ご本人(①)	被保険者ご本人(①)と 被保険者ご本人の配偶者(②)	① 保険の補償を受けられる方で加入依頼書の「被保険者(ご本人)」欄に記載される方をいいます。 ② 被保険者ご本人の配偶者
携行品損害保険金 (セットされる場合)	被保険者 ご本人*1(①)	被保険者ご本人(①)と 被保険者ご本人の配偶者(②)*2	③ その他のご親族(被保険者ご本人またはその配偶者の、①同居のご親族(親族はご本人の血族6親等内、姻族3親等内)②別居の未婚のお子さま[婚姻歴のない方]) ④ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)、ただし、本人に関する事故にかぎりません。②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)、ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
個人賠償責任保険金 (セットされる場合)	ご家族全員(①~④)		*1 被保険者ご本人の所有する物で被保険者ご本人が携行されている身の回り品が保険の対象となります。 *2 被保険者が携行されている被保険者所有の身の回り品が保険の対象となります。

現在ご加入いただいている方で、ご加入プランに変更がない場合は加入依頼書のご提出は不要です。昨年度と同等条件のご加入プランで継続させていただきます。加入内容を変更される場合は、変更事項をご記入のうえ加入依頼書をご提出いただきますようお願いいたします。

病気の入院補償が追加で付けられます!!



おすすめします!! 病気の入院補償 (新・団体医療保険)

1日だけの入院もOK! 日帰り入院*でも保険金をお支払いします。

例)夜中の3時に病院に運び込まれ、当日の夕方に退院した場合など。

*日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

病気の入院は最長730日まで補償します。

1回の入院につき最長730日まで補償します。ご加入期間内であれば、入院回数に制限はありません。また、ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償します。

手術保険金もお支払いします!

〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍

〈重大手術以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

*新・団体医療保険にご加入いただいた方は、損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルをご利用いただけます。詳しくは12ページの損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルをご覧ください。

*継続契約のご加入プランについては28ページをご参照ください。

*保険金のお支払方法等重要な事項は、14ページ「団体傷害保険 重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気の入院保険金日額と保険料 一時払

(保険期間1年、団体割引20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

*下表の保険料は被保険者1名に対して1口分を記載しております。(4口までご加入いただけます。)

ご加入プラン	個人型
	A1
入院保険金日額	ご本人 2,500円
ご本人の満年齢	一時払保険料
40~44歳	4,440円
45~49歳	5,640円
50~54歳	7,450円
55~59歳	10,980円
60~64歳	15,120円
65~69歳	22,610円
70~74歳	34,060円
75~79歳	46,490円



**健康告知書による加入で、
医師の診査は不要!**

ご加入時に健康状態を告知していただきます

*告知の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。ご加入は4口までご加入いただけます。

ご加入例



A男さん(ご年齢64歳)・B子さん(63歳)
ご夫婦の場合

家族傷害保険(ケガの補償)FS型にご加入で、新・団体医療保険(病気の入院補償)A男さんA1型・B子さんA1型に追加でご加入いただいた場合の年間のお支払い保険料は…

14,020円(ケガの補償)+15,120円(A男さん病気の入院補償)
+15,120円(B子さん病気の入院補償)=44,260円

オプション補償



*1口のみ販売となります。

先進医療費用	E型
保険金額：300万円	170円

*「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

○すべてのご加入プランで手術保険金(重大手術の場合:入院保険金日額の40倍、重大手術以外の場合:入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍)がお支払いの対象となります。詳しくは、20ページ「疾病手術保険金」をご覧ください。

*保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

*年齢は保険期間の初日現在(中途加入の場合は、中途加入日時点)の満年齢とします。

*ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

*新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。

*本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成30年7月現在)

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

お支払い例

64歳男性：病気の入院補償「A1型」に1口ご加入
(病気の入院日額2,500円)

入院30万円 + 手術10万円 = 完治40万円



脳卒中で120日間入院し、入院中に重大手術(開頭手術)を受けたときの保険金お支払い例…

入院保険金 手術保険金(重大手術) お支払保険金総額
(1日2,500円×120日) (2,500円×40倍)

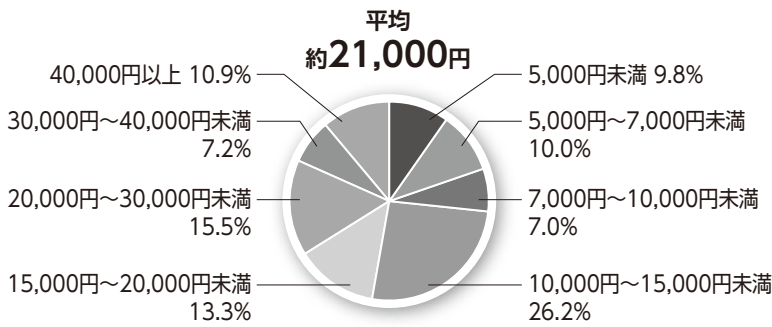
病気の入院補償に現在ご加入いただいている方で、前年と同等条件の加入プランで継続加入いただく場合は、加入依頼書のご提出は不要です。変更がある場合は、変更事項をご記入のうえ加入依頼書・健康状態告知書(補償内容が拡大する場合等)をご提出いただきますようお願いいたします。

*オプションである先進医療費用を追加される場合は告知書が必要です。

ご存知でしょうか？.....

医療費ってこんなにかかるんです!!

入院1日あたりの平均自己負担額は 平均約21,000円!



※左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度^(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」
(注) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

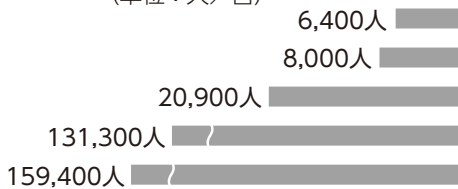
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/100714.html>)

病気で入院する人ってこんなに多いんです!!

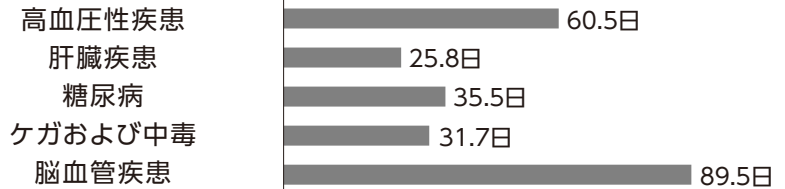
1人あたりの平均入院日数は 平均約31.9日!

傷病別の推計入院患者数

(単位：人/日)



傷病別の退院患者の平均在院日数



[厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」] (平成26年)による

平均の負担額と入院日数によると... **21,000円 × 31.9日 = 約670,000円**
突然の高額出費で家計が大変なことに...

病気の入院補償の新規ご加入、ご変更のお手続きは...

団体傷害保険契約加入依頼書と健康状態に関する告知書*のご提出が必要です。

(ご記入にあたっては、8～11ページのご記入例をご覧ください。)

ご注意!

- 病気の入院補償にご加入の場合、健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
- 加入依頼書1枚につき被保険者3名までご記入いただけます。(加入依頼書が不足の場合はフクハラアイズまでご請求ください。)

家族傷害保険FS型と新・団体医療保険A1型にご加入の場合...

(例：被保険者2名の場合)



団体傷害保険
契約加入依頼書



健康状態に
関する告知書

(合計2名分の記入)
が必要です。

*ご加入の型のご変更で補償内容が拡大される場合、ご提出が必要となります。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

■事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。傷害保険の場合は事故の発生の日からその日を含めて30日以内、新・団体医療保険の場合は入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (注) 個人賠償責任を補償するご契約には、賠償事故解決特約が自動セットされます。日本国内において発生した個人賠償責任のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合 ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

加入依頼書ご記入例(新規の場合)

生年月日のご記入が必須となりました。必ずご記入ください。

●被保険者1名ごとの記載となります。
2名で入りたい方は、本用紙が2枚
必要です。

●合計保険料を加入依頼書の加入者合計
(シート計)保険料にご記入ください。

●ご署名またはご捺印ください。

平成30年度 団体傷害保険 契約加入依頼書

申込日 平成30年11月8日

加入者および被保険者は、事業主書または損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイトで(<http://www.sjpk.co.jp/>)に掲載の個人情報取扱の取扱いに同意します。

保険期間 平成30年12月20日から 平成31年12月20日まで

証券番号 91180NF976

〒160-8501 東京都新宿区西新宿1-26-1

加入者 漢字 損保 太郎

フリガナ ソンボ タロウ

性別 男 女 生年月日 26年4月20日 67才

加入者との関係 本人 配偶者 子供 親 兄弟姉妹 その他同居親族

職業 無職

所得等級 A

加入者合計(シート計)保険料 ※分割払は1回分 17,610 円

加入者	普通傷害(従来型)	普通傷害	オプション 個人賠償責任	オプション 携行品損害	オプション ホールインワン
1	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	800 型 <input type="checkbox"/> 801 型 <input type="checkbox"/> 802 S 型 <input checked="" type="checkbox"/> 803 2 型 <input type="checkbox"/>	804 型 <input type="checkbox"/> 805 型 <input type="checkbox"/> 806 K 型 <input checked="" type="checkbox"/> 807 1 型 <input type="checkbox"/>	808 型 <input type="checkbox"/> 809 型 <input type="checkbox"/>
前年同条件コース	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	800 型 <input type="checkbox"/> 801 型 <input type="checkbox"/> 802 S 型 <input checked="" type="checkbox"/> 803 2 型 <input type="checkbox"/>	804 型 <input type="checkbox"/> 805 型 <input type="checkbox"/> 806 K 型 <input checked="" type="checkbox"/> 807 1 型 <input type="checkbox"/>	808 型 <input type="checkbox"/> 809 型 <input type="checkbox"/>
フリーコース	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> A00 型 <input type="checkbox"/>	800 型 <input type="checkbox"/> 801 型 <input type="checkbox"/> 802 S 型 <input checked="" type="checkbox"/> 803 2 型 <input type="checkbox"/>	804 型 <input type="checkbox"/> 805 型 <input type="checkbox"/> 806 K 型 <input checked="" type="checkbox"/> 807 1 型 <input type="checkbox"/>	808 型 <input type="checkbox"/> 809 型 <input type="checkbox"/>
家族傷害(従来型)	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>	B06 型 <input type="checkbox"/> B07 型 <input type="checkbox"/> B08 型 <input type="checkbox"/> B09 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>
前年同条件コース	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>	B06 型 <input type="checkbox"/> B07 型 <input type="checkbox"/> B08 型 <input type="checkbox"/> B09 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>
フリーコース	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> T00 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>	B06 型 <input type="checkbox"/> B07 型 <input type="checkbox"/> B08 型 <input type="checkbox"/> B09 型 <input type="checkbox"/>	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> B02 型 <input type="checkbox"/> B03 型 <input type="checkbox"/> B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/>
新・団体医療	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>	BK6 型 <input type="checkbox"/> BK7 型 <input type="checkbox"/> BK8 型 <input type="checkbox"/> BK9 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>
前年同条件コース	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>	BK6 型 <input type="checkbox"/> BK7 型 <input type="checkbox"/> BK8 型 <input type="checkbox"/> BK9 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>
フリーコース	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> TG2 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>	BK6 型 <input type="checkbox"/> BK7 型 <input type="checkbox"/> BK8 型 <input type="checkbox"/> BK9 型 <input type="checkbox"/>	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> BK2 型 <input type="checkbox"/> BK3 型 <input type="checkbox"/> BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/>

8820S82T008751 2-8 1/1 TW10-J3805

生年月日を必ずご記入ください。

●最大4口までご加入いただけます。

※新・団体医療保険に新規でご加入いただく場合は、別途、加入依頼書と健康状態に関する告知書もご記入が必要です。

加入依頼書ご記入例(変更の場合)

生年月日のご記入が必須となりました。必ずご記入ください。

●変更箇所にご記入が二重線で訂正のうえ、新たにご加入するプランをフリーコース欄にご記入ください。

●変更となった合計保険料を加入依頼書の加入者合計(シート計)保険料にご記入ください。

●ご署名またはご捺印ください。

平成30年度 団体傷害保険 契約加入依頼書

申込日 平成30年11月8日

加入者および被保険者は、事業主または団体(以下「加入者」といいます)の個人情報を提供することに同意します。

保険期間 平成30年12月20日から平成31年12月20日まで

証券番号 91189NF976

加入者 漢字 損保 太郎

フリガナ ソンボ タロウ

性別 男 生年月日 26年4月20日 67才

所属部 921 所属部 カナ

所属課 922 所属課 カナ

所属コード部 923 所属コード部

所属コード課 924 所属コード課

氏名コード 925 氏名コード 123456

所属部 926 所属部

所属課 927 所属課

加入者合計(シート計)保険料 ※分割払は1回分 70,630円

前年同条件コース A31K 9,140円

フリーコース S 3 25,410円

家族傷害(従来型) A03 前年同条件コース A03

家族傷害(従来型) B00 前年同条件コース B00

新・団体医療 TG0 前年同条件コース TG0

家族傷害(従来型) BK0 前年同条件コース BK0

加入者合計(シート計)保険料 ※分割払は1回分 45,220円

8820S82T008751 2-8 1/1 TW10-J3805

生年月日を必ずご記入ください。

●新たに入る型に必要な口数を記入ください。最大4口までご加入いただけます。

●新しく、医療に入ることも可能です。その際は告知書も合わせてご提出ください。最大4口までご加入いただけます。

※加入依頼書が複数枚ある方は、それぞれ加入依頼書のご提出が必要です。

加入依頼書ご記入例(脱退の場合)

●合計保険料をゼロ円でご記入ください。

●ご署名またはご捺印ください。

平成30年度 団体傷害保険 契約加入依頼書

申込日 平成30年11月8日

加入者および被保険者は、事業主書または情報センター日本興業の公式サイト(https://www.sjpk.co.jp)に掲載の個人情報取り扱いに同意します。

加入者住所: トウキョウトシシズカクニシシズク1-26-1
東京都新宿区西新宿1-26-1

加入者氏名: 漢字 損保 太郎
フリガナ ソンボ タロウ

性別: ①男 ②女 生年月日: ①明治 ②大正 ③昭和 ④平成 26年4月20日 67才

加入者職業: 無職

保険期間: 平成30年12月20日から平成31年12月20日まで

証券番号: 9118NF976

所属部: カナ
所属課: カナ
所属コード部: 部
所属コード課: 課
氏名コード: 123456

加入者合計(シート計)保険料※分割払は1回分: ~~29,040~~ 0

種目	普通傷害(従来型)	普通傷害	オプション 個人賠償責任	オプション 携行品損害	オプション ホールインワン
*****	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	560 型 <input type="checkbox"/> 561 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	A00 型 <input type="checkbox"/> A01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	A00 型 <input type="checkbox"/> A01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	A00 型 <input type="checkbox"/> A01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース
フリーコース	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース
*****	A03 型 <input checked="" type="checkbox"/> AA2B 型 <input checked="" type="checkbox"/> 前年同条件コース	A03 型 <input type="checkbox"/> A04 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	T00 型 <input type="checkbox"/> T01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	T00 型 <input type="checkbox"/> T01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	T00 型 <input type="checkbox"/> T01 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース
フリーコース	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B00 型 <input type="checkbox"/> B01 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	B04 型 <input type="checkbox"/> B05 型 <input type="checkbox"/> フリーコース
*****	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	TG0 型 <input type="checkbox"/> TG1 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	TG2 型 <input type="checkbox"/> TG3 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	TG2 型 <input type="checkbox"/> TG3 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース	TG2 型 <input type="checkbox"/> TG3 型 <input type="checkbox"/> 前年同条件コース
フリーコース	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	BK0 型 <input type="checkbox"/> BK1 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/> フリーコース	BK4 型 <input type="checkbox"/> BK5 型 <input type="checkbox"/> フリーコース

★他の保険契約等 あり:9:(裏面に記入)

他保険契約等については裏面の説明をご覧ください。

受取人指定・被保険者同意別紙:9:

扶養者住所氏名指定別紙:9:

住宅所在地別紙:9:

事業主費用別紙:9:

脱退

前員の続

8820S82T008751 2-8 1/1 TW10-J3805

●加入プラン、保険料を二重線で削除してください。

●ご加入いただいている全ての種目をご継続されない場合は、加入依頼書の中央下の部分の「脱退」の箇所に丸をしていただき、隣の捺印欄にご捺印をお願いします。

※加入依頼書が複数枚ある方は、それぞれ加入依頼書のご提出が必要です。

告知書記入例(新・団体医療保険にご加入の場合)

- ・必要事項を黒のボールペンを使用して楷書でご記入ください。
- ・訂正をする場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、抹消線に重ねて告知者の訂正署名または訂正印が必要です。修正液や重ね書きでの訂正はできません。

- ①<1>に被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
- ②<2>(1)から(7)までの質問事項について「はい」「いいえ」のいずれかに○をしてください。
(注1)ご加入いただく保険種類の○印のある質問項目にご回答ください。
(注2)<2>(7)については、女性の方のみご記入ください。
- ③<2>(4)で「はい」の方は<3>をご確認のうえ、「疾病・症状一覧表」の該当する疾病・症状のすべてを<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。
- ④<3>でⅡ欄に該当がある方は<4>をご確認ください。

<1>について
被保険者名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
(代理告知の場合)
代理告知の場合には、代理告知者の方、被保険者の健康状態等をご確認のうえ、以下をご記入ください。
①「被保険者名」欄に被保険者名をご記入ください。
②「告知者署名」欄に代理告知者の方の被保険者との関係をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。
③「加入する保険種類」欄のご加入される保険種類に○をしてください。

<2>(1)から(7)までについては、<1>の被保険者名欄の番号に対応する欄にご記入ください。

<2>(4)について
「はい」の方は、<3>の「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に該当する疾病・症状すべてを<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。
なお、Ⅰ欄に該当がある方はご加入いただけません。

<p>告知書のご提出に必要な方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規に所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・団体用医療保険にご加入される方 ○傷害保険・賠償責任保険等にご加入される方 ○継続して上記保険種目にご加入される方 <p>(1)ご加入の保険金額を増額される方、口数を増やされる方 (2)対象期間、支払回数を変更される方 (3)対象期間、支払回数を変更される方</p>	<p>告知書事項は、被保険者本人自らご記入、ご署名ください。 【代理告知】 ○団体用医療保険では被保険者が15歳未満の場合は、親権者をご記入、ご署名ください。 ○傷害保険・賠償責任保険(家事従事者特約)では、申込ご本人以外の方(親権者、子、孫、同居の家族(兄弟姉妹、孫))の加入を希望する場合は、加入されるご家族に代わって申込ご本人が加入されること、ご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入、ご署名することとなります。</p>	<p>証券番号 91180NF976</p> <p>加入者番号</p> <p>重要事項 ★この項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので正確にご記入ください。 告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。条件付きでご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>
---	---	--

<1> 告知者(被保険者ご本人または代理告知者)が 被保険者(保険の対象となる方)名・告知日・加入する保険種類・疾病・症状をご記入のうえ、告知者ご本人がご署名ください。

被保険者番号/被保険者名	告知日	告知者署名	加入する保険種類	疾病・症状
1 損保 太郎	平成 年 月 日	損保 太郎	所得補償 7074	高血圧症 ぜんそく
2 損保 花子	平成 年 月 日	損保 花子 夫	所得補償 7074	ギョリ腫
3	平成 年 月 日			
4	平成 年 月 日			

<2> 下記の質問事項にご回答ください。(<1>の被保険者番号に対応する欄にご記入ください。)

所得補償 団体長期 障害所得 補償	団体用 医療保険	質問事項	ご回答				ご確認・ご記入いただく事項
			1	2	3	4	
○	-	(1) 告知日現在、お仕事を就けていない、またはお仕事による収入(勤務所得)を得ていない状態ですか。 (所得補償保険 家事従事者特約セオの場合)告知日現在、主として家事・育児・介護・育児見守り等の家事を行っていない状態ですか。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。
○	○	(2) 告知日現在、入院中ですか。 または告知日以降に入院もしくは手術の予定がありますか。 ※医師がすすめている場合や医師と相談している場合を含みます。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。
○	○	(3) 告知日以降過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」Ⅰ欄に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師が「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。
○	○	(4) 告知日以降過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師が「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	○	○	○	○	「はい」の方は下記<3>の「疾病・症状一覧表」Ⅱ欄に該当する疾病・症状すべてを上記<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。
-	○	(5) 「がん」または「三大疾病」のみ補償する特約(がん保険特約、がん診断保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約)を付している場合はご回答ください。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。
-	○	(6) 介護一時金支払特約、継続一時金支払特約のいずれかを付している場合はご回答ください。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。
○	○	(7) 女性の方のみご回答ください。	○	○	○	○	「はい」の方はご加入いただけません。

<3> <2>(4)で「はい」の方は「疾病・症状一覧表」をご確認のうえ、上記<1>の「疾病・症状」欄にご記入ください。

疾病群	Ⅰ欄	Ⅱ欄
A群	心臓病 脳血管障害 腎臓病 糖尿病 慢性腎臓病 肝臓病 胆膵臓病 膵臓病 胆嚢炎 胆管炎 胆石症 胆嚢がん 胆管がん 膵臓がん	急性心臓病 急性脳血管障害 急性腎臓病 急性糖尿病 急性慢性腎臓病 急性慢性肝臓病 急性慢性膵臓病 急性慢性胆嚢炎 急性慢性胆管炎 急性慢性胆石症 急性慢性胆嚢がん 急性慢性胆管がん 急性慢性膵臓がん
B群	呼吸器系 循環器系 消化器系 泌尿器系 生殖器系 皮膚科系 眼科系 耳鼻科系 歯科系 小児科系 その他	急性慢性呼吸器系 急性慢性循環器系 急性慢性消化器系 急性慢性泌尿器系 急性慢性生殖器系 急性慢性皮膚科系 急性慢性眼科系 急性慢性耳鼻科系 急性慢性歯科系 急性慢性小児科系 急性慢性その他
C群	精神科系 その他	急性慢性精神科系 急性慢性その他
D群	その他	急性慢性その他

<2>(3)・(4)について
(注1)「医師の診察、検査、治療または投薬」には、入院(※1)・手術(※2)・投薬をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることを含みます。また、がん(※3)と診断されることを含みます。
(※1) 検査入院、日帰り入院や教育入院を含みます。
(※2) 「内視鏡手術」、「レーザー手術」、「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破碎術」、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器等手術」、「新生物根治放射線照射」等を含みます。
(※3) 悪性新生物をい、「上皮内新生物」、「肉腫」、「白血病」、「悪性リンパ腫」等の悪性しゅようを含みます。
(注2) 健康診断・がん検診・人間ドック(以下「健康診断等」といいます。)を受けていた場合
①「健康診断等」で異常(要経過観察・要再検査・要精密検査・要治療を含みます。)を指摘されている場合は、医師の診察を受けたのち、具体的な疾病・症状を告知してください。
②再検査・精密検査の結果異常がなかった場合については、本質問事項を「いいえ」とご回答ください。

<2>(6)について
(注1)「公的介護保険制度における要介護または要支援の認定の申請」には、申請予定は含みません。

次の事項には、特にご注意ください。

- ・高血圧症と診断されている以外に血圧降下剤を服用されている場合についてもE群Ⅱ欄「高血圧症」に該当します。
- ・ポリプや子宮筋腫などを指摘された後、すぐに治療の必要がないため2年以内に治療や通院がないという状態でも経過観察に該当し、告知の対象になります。
- ・白内障の予防的目薬を点眼することも「医師の診察、検査、治療または投薬」に該当し、告知の対象になります。

無料電話相談サービス ご加入のお客さまだけに充実のサービス!

団体傷害保険または、新・団体医療保険にご加入のお客さまには、無料で次のサービスを行っています。お気軽にご利用ください。

サービス内容

1 メディカルサポートサービス (24時間・365日)

健康・医療相談

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

介護相談

看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

育児相談

看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

健康管理相談

栄養・食事相談

看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。

薬に関する相談

看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポートサービス

人間ドック紹介

看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、看護師が自宅で可能な「郵便検診」をご紹介します。

検診結果相談

看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

看護師が「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)が可能です。

医療機関情報提供サービス

緊急時の医療機関情報の提供

看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄の医療機関の情報を提供します。

専門医療機関情報の提供

看護師が地域の専門医療機関情報を提供します。

女性医師情報の提供

看護師が女性医師情報を提供します。

高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供

看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関わる情報を提供します。

転院・患者移送手配サービス

看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関わる情報を提供します。

公的給付相談

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。(予約制)

法律・税金相談

弁護士や司法書士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。(予約制・30分間)

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

2 メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス相談

(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00)

※日祝・年末年始(12/29~1/4)を除きます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート

(Webストレスチェック)

(24時間・365日)

ホームページにアクセスすることにより、ストレスチェックが実施できます。

保険ご加入者向けサービス

ストレスチェックはこちら

ログイン

※1 本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※2 お電話での相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
※3 ご利用は日本国内からにかぎりません。
※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払いについて

本ページは、「ケガの補償」「賠償責任の補償」「携行品の補償」の保険金のお支払いについて、[実際にお支払いした事例] [賠償責任額の裁判事例] [想定事例] をもとに、事故内容と損害額を記載し、説明したものです。

※これらは事例であり、実際の事故や、加入タイプによってお支払保険金の額は異なります。

■ケガのお支払い [想定事例]

事故当事者 (ケガをされた方)	事故の内容	お支払保険金例	
配偶者(妻)	散歩中に自動車に衝突され転倒、右足を骨折した。	入院：45日 (1日 2,300円) 通院：21日 (1日 1,200円)	128,700円
配偶者(妻)	ショッピング中に階段を踏み外して転倒、左手中指を骨折し、日帰りで骨折経皮的鋼線刺入固定術を行った。	外来の手術：入院保険金日額×5倍 (入院保険金日額は 2,300円) 通院：20日 (1日 1,200円)	35,500円
ご本人	地震により崩れ落ちたコンクリートブロック塀の下敷きになり、脊柱を圧迫骨折し入院。脊椎固定術をした。	入院：30日 (1日 2,500円) 入院中の手術：入院保険金日額×10倍 通院：15日 (1日 1,500円)	122,500円
ご本人	自転車を運転中にバランスを崩し転倒。足首を骨折し入院し、四肢骨観血手術をした。	入院：10日 (1日 7,500円) 入院中の手術：入院保険金日額×10倍 通院：8日 (1日 4,500円)	186,000円
ご本人	ゴルフプレー中にカートから転落しひじを骨折した。	入院：14日 (1日 5,000円) ギブス装着：15日 (1日 3,000円) 通院：6日 (1日 3,000円)	133,000円

■オプション：個人賠償責任のお支払い [実際にお支払いした事例] [賠償責任額の裁判事例]

事故当事者	事故の内容	損害額	お支払保険金例
ご本人	自転車で走行中、交差点で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は硬膜下血腫および脳挫傷を負い、3日後に死亡した。	賠償額概算 67,790,000円 (出典：東京地方裁判所平成15年9月30日判決より)	67,790,000円
ご本人	自転車で走行中、歩道で遊んでいた児童を避けきれず衝突。児童は転倒し右手首を骨折した。	賠償額概算 272,386円 (出典：フクハラアイズで過去にお支払いした事例より)	272,386円
配偶者(妻)	マンションで洗濯機のホースが外れ、階下の部屋の壁および床と家財を水濡れさせてしまった。	壁の修復費用など、賠償額総額 3,160,060円 (出典：東京簡易裁判所平成17年2月8日判決より)	3,160,060円
同居のお子さま	ゴルフボールで遊んでいて、誤って駐車中の他人の車のボンネットにボールをぶつけてしまった。	車の修理費用など、賠償額総額 118,157円 (出典：フクハラアイズで過去にお支払いした事例より)	118,157円

■オプション：携行品のお支払い [想定事例]

時価(修理可能な場合は保険金額を限度として時価と修理代金のいずれか低い額)によって算出した損害額をお支払いします。(1回の事故につき、3,000円を自己負担いただきます。)

時価とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。

事故当事者 (所有者)	事故の内容	損害額	お支払保険金例
ご本人	一眼レフカメラ(時価70,000円)を路上に落としてしまい、修理を行った。	一眼レフカメラの修理額 50,000円	47,000円 (自己負担額 3,000円)
配偶者(妻)	旅行中に買ってまもないスーツケースが盗まれた。	盗まれたスーツケースの時価 60,000円	57,000円 (自己負担額 3,000円)

「団体傷害保険」重要事項等説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み：この商品は以下の異なる普通保険約款より構成されております。

- ①総合補償特約セット傷害保険普通保険約款、総合補償特約セット家族傷害保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、家族傷害保険普通保険約款、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものの。
- ②団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものの。

【共通】

■保険契約者：株式会社資生堂

■保険期間：平成30年12月20日午後4時から1年間となります。

■申込締切日：平成30年12月3日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：資生堂グループのOBの方

【①固有】

●被保険者：被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎります。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟、姉妹および同居しているご親族をいいます。)

【ご夫婦タイプ】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者も保険の対象となります。

※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人タイプ】加入した方のみが保険の対象となります。

【②固有】

●被保険者：被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎります。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟、姉妹、同居の親族をいいます。)(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)

【共通】

●お支払方法：平成31年2月にご指定の口座から自動引落しを行います。

【①固有】

●お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のフクハラアイズまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はフクハラアイズまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

【②固有】

●お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のフクハラアイズまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

【共通】

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。

保険料につきましては、未経過期間の保険料をお振込みください。

●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口のフクハラアイズまでご連絡ください。

■団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕

■普通傷害保険、家族傷害保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎりです。 ^(※1) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎりです。 ^(※1) ④脳疾患、疾病または心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎりです。 ^(※1) ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※2) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1) 家族傷害保険の場合 (※2) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(事故の発生の日から180日以内)}$	
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ② 先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成30年7月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎり)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任(国内外補償)(注)</p> <p>オプションで追加された場合のみ</p>	<p>日本国内または国外において、住宅^(※1)の所有・使用・管理または被保険者^(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)</p> <p>ただし、本人に関する事故にかぎりません。</p> <p>⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p>(※)次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)</p>
<p>携行品損害(国内外補償)(注)</p> <p>オプションで追加された場合のみ</p>	<p>偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の時価^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注1)1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <p>■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、印紙、切手 ■預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れまたは紛失 など</p>
<p>ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注)</p> <p>オプションで追加された場合のみ</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパン日本興亜にゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパン日本興亜がこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。(次ページに続きます。)</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用(国内のみ補償)(注) オプションで追加された場合のみ	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください!</p> <p>・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者^(※5)が目撃^(※4)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※4) ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※5) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	(前ページと同じです。)

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

P型

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガ(国内外補償) 死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4%~100\%)}$	<p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象) 弁護士費用(注) 弁護士委任費用保険金 法律相談費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル ^(※1) について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパン日本興亜の同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(※) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルを除きます。 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。
	①被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗難または詐欺にあった等 ^(※2) の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 ②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。 ③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、内縁関係の解消および協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分の減殺請求 ^(※3) における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉さ損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注1)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。 (注2)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したことによるトラブルに対しては、保険金をお支払いしません。	【各トラブル固有の事由】 左記①に該当する場合 ⑫被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った自動車または原動機付自転車の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生したトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 左記①・②・⑤に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由 左記①・⑤に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記③に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など
	①初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2)財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3)遺留分の減殺請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。 (※5)諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

用語のご説明

用語	用語の定義												
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時											
	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が貸借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。												
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

〔新・団体医療保険〕

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 $\text{手術(重大手術(※3)以外)} \\ \text{(入院中に受けた手術の場合) 疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 20 \text{(倍)} \\ \text{(外来で受けた手術の場合) 疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 \text{(倍)}$ $\text{重大手術(※3)} \\ \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40 \text{(倍)}$ (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫瘍摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※2) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容〔保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〕(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金(注) 疾病・傷害 オプションで追加された場合のみ	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等 ^(※1) を受けたことにより負担した先進医療 ^(※2) の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・ 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。
 - ※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。
 - ・ 「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - ・ ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。
 - (削除できない場合の例)
 - 補償対象外とする疾病群が複数の場合
 - 告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など
 - ・ 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・ 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・ 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・ 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。))により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

[普通傷害保険・家族傷害保険]

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
<他の身体障害または疾病の影響について>
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- 中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。
[弁護士費用総合補償特約]
●ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 離婚調停に関するトラブルおよび人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパン日本興亜に書面でご通知ください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡されたときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注) 個人賠償責任を補償するご契約には、賠償事故解決特約が自動セットされます。日本国内において発生した個人賠償責任のお支払対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、次頁に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

※弁護士費用総合補償特約をセットした型を契約された場合を除きます。

弁護士費用総合補償特約をセットした型を契約された場合は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の100%引受けとなります。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事)	60%
東京海上日動火災保険株式会社	20%
三井住友海上火災保険株式会社	20%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

[普通傷害保険・家族傷害保険]

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つるの製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【家族傷害保険にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

もう一度
ご確認ください。



ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）

[新・団体医療保険]

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険のご契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)(続き)

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ① 特別な条件を付けずにご加入いただけます。
 - ② 特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。
 - ③ 今回はご加入いただけません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。
 - 中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月20日(15日過ぎの受付分は翌月20日)から平成31年12月20日午後4時までとなります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
- ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。入院を開始した日あるいは手術を受けた日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

【新・団体医療保険】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

株式会社フクハラアイズ
〒104-0061 東京都中央区銀座7-5-5 資生堂銀座ビル5F TEL 0120-81-2986 FAX 0120-55-6004
(受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

●引受保険会社

損保ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第七部 第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4151 FAX 03-3231-2602
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕 0570-022808 (通話料有料)
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、保険始期から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

<p>お手続き方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入される方 →加入依頼書の提出は不要です。(自動更改方式) ●前年と条件を変更してご加入される方 →加入依頼書に変更内容を補記訂正いただき、ご署名(フルネーム)またはご捺印のうえ、ご提出ください。 ●新規にご加入される方 →加入依頼書に必要事項をご記入いただき、ご署名(フルネーム)またはご捺印のうえ、ご提出ください。 ●本年度より脱退される方 →加入依頼書にご署名(フルネーム)またはご捺印ください。また依頼書下段の「脱退」に○をつけご捺印のうえ、ご提出ください。 ●病気の入院補償「新・団体医療保険」に新規でご加入または継続加入で保険金額の増額等、補償を拡大される方 →上記に加え「告知書」もご提出ください。
<p>書類提出先</p>	<p>株式会社 フクハラアイズ 企画管理部</p>

- ◆この保険は株式会社資生堂が団体保険契約者となり、資生堂グループOBの方の加入依頼に基づき、資生堂グループOBの方などを被保険者(保険の対象となる方)として締結する団体保険契約です。
- ◆加入対象者は資生堂グループOBの方にかぎりません。
- ◆被保険者ご本人は加入対象者およびその家族にかぎりません。(家族とは加入対象者の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および同居しているご親族(親族はご本人の血族6親等内、姻族3親等内)をいいます。)
- ◆保険料は平成31年2月にご指定の口座から自動引き落としを行います。
- ◆団体割引：このパンフレットに記載の保険料は、前年のご加入人数により決定した団体割引 20%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変わる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ◆保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

継続契約^(※)ご加入プラン・保険料

※平成29年度より、新規販売を停止しております。

(保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、天災危険補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約セット)

①普通傷害保険 個人タイプ・シンプルプラン 一時払

補償内容		ご加入プラン(型)	AB	AB・2口	AB・3口	AB・4口
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	168万円	336万円	504万円
			入院保険金日額	2,500円	5,000円	7,500円
			通院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円
	一時払保険料		8,470円	16,940円	25,410円	33,880円

②普通傷害保険 個人タイプ・充実プラン 一時払

補償内容		ご加入プラン(型)	AB1B	AB1K	AB1W	AB2B	AB2K	AB2W
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	168万円			336万円	
			入院保険金日額	2,500円			5,000円	
			通院保険金日額	1,500円			3,000円	
	個人賠償責任		1億円	なし	1億円	1億円	なし	1億円
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)		なし	10万円	10万円	なし	10万円	10万円	
一時払保険料		9,460円	9,140円	10,130円	17,920円	17,600円	18,590円	

補償内容		ご加入プラン(型)	AB3B	AB3K	AB3W	AB4B	AB4K	AB4W
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	504万円			672万円	
			入院保険金日額	7,500円			10,000円	
			通院保険金日額	4,500円			6,000円	
	個人賠償責任		1億円	なし	1億円	1億円	なし	1億円
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)		なし	10万円	10万円	なし	10万円	10万円	
一時払保険料		26,390円	26,070円	27,060円	34,850円	34,530円	35,520円	

③家族傷害保険 ご夫婦タイプ・シンプルプラン 一時払

補償内容		ご加入プラン(型)	AA	AA・2口	AA・3口	AA・4口
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	101万円	202万円	303万円
			入院保険金日額	2,500円	5,000円	7,500円
			通院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円
	配偶者	死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	
		入院保険金日額	2,300円	4,600円	6,900円	
		通院保険金日額	1,200円	2,400円	3,600円	
一時払保険料		14,020円	28,040円	42,060円	56,080円	

④家族傷害保険 ご夫婦タイプ・充実プラン 一時払

補償内容		ご加入プラン(型)	AA1B	AA1K	AA1W	AA2B	AA2K	AA2W
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	101万円			202万円	
			入院保険金日額	2,500円			5,000円	
			通院保険金日額	1,500円			3,000円	
	配偶者	死亡・後遺障害	100万円			200万円		
		入院保険金日額	2,300円			4,600円		
		通院保険金日額	1,200円			2,400円		
個人賠償責任		1億円	なし	1億円	1億円	なし	1億円	
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)		なし	15万円	15万円	なし	15万円	15万円	
一時払保険料		15,010円	15,020円	16,010円	29,040円	29,050円	30,040円	

補償内容		ご加入プラン(型)	AA3B	AA3K	AA3W	AA4B	AA4K	AA4W
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	303万円			404万円	
			入院保険金日額	7,500円			10,000円	
			通院保険金日額	4,500円			6,000円	
	配偶者	死亡・後遺障害	300万円			400万円		
		入院保険金日額	6,900円			9,200円		
		通院保険金日額	3,600円			4,800円		
個人賠償責任		1億円	なし	1億円	1億円	なし	1億円	
携行品損害(自己負担額:1回の事故につき3,000円)		なし	15万円	15万円	なし	15万円	15万円	
一時払保険料		43,080円	43,090円	44,080円	57,110円	57,120円	58,110円	

※手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

病気の入院保険金日額と保険料 一時払

(保険期間1年、団体割引 20%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

ご加入プラン	個人型	
	A1	A2
入院保険金日額	ご本人 2,500円	ご本人 2,300円


ご本人の満年齢	年払保険料	
40~44歳	4,440円	4,090円
45~49歳	5,640円	5,190円
50~54歳	7,450円	6,850円
55~59歳	10,980円	10,100円
60~64歳	15,120円	13,910円
65~69歳	22,610円	20,800円
70~74歳	34,060円	31,330円
75~79歳	46,490円	42,770円

※手術保険金は、入院中の手術は入院保険金日額の20倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

型読替一覧

※平成30年度より保険料が変更にならない型は新型に読替を行っております。
補償内容に変更はございません。

(保険期間1年、団体割引20%、職種級別A級、天災危険補償特約、特定感染症危険〔後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金〕補償特約セット)

	旧型		新型
普通傷害保険個人タイプ シンプルプラン	AB		S
	AB・2□		S・2□
	AB・3□		S・3□
	AB・4□		S・4□
普通傷害保険個人タイプ 充実プラン	AB1B		S+B
	AB1K		S+K
	AB1W		S+B+K
家族傷害保険ご夫婦タイプ シンプルプラン	AA		FS
	AA・2□		FS・2□
	AA・3□		FS・3□
	AA・4□		FS・4□
家族傷害保険ご夫婦タイプ 充実プラン	AA1B		FS+FB
	AA1K	FS+FK	
	AA1W	FS+FB+FK	

※手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

MEMO

ご照会・お問い合わせは

取扱代理店 株式会社 フクハラアイズ 〒104-0061 東京都中央区銀座7-5-5 資生堂銀座ビル5F

TEL. 0120-81-2986^{ハイ フクハラ} FAX. 0120-55-6004

確かな今日 安心な明日

総合保険代理店

フクハラアイズ

2018年10月6日作成
SJNK18-07722